

令和元年第2回定例会

鳴沢村議会会議録

令和元年 6月12日 開会

令和元年 6月18日 閉会

鳴沢村議会

令和元年第2回鳴沢村議会定例会会議録

令和元年6月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 三浦 直樹
7番 小林 清一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 小林 昭一

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓
教育長 渡邊伸一 総務課長 渡邊安司
税務課長 渡辺英博 企画課長 三浦寿得
福祉保健課長 小林昭博 住民課長 小林昌信
振興課長 木暮富人 教育課長 渡邊 積
会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局長書記 渡辺和彦

7、会議事件

報告第1 号平成30年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

報告第 2 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告

議案第 2 1 号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 2 2 号鳴沢村森林環境譲与税基金条例を定める件

議案第 2 3 号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 2 4 号物件供給契約締結の件

議案第 2 5 号物件供給契約締結の件

議案第 2 6 号物件供給契約締結の件

議案第 2 7 号字の区域変更の件

議案第 2 8 号平成 3 1 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 2 9 号平成 3 1 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 0 号平成 3 1 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

選任第 3 号鳴沢村議会常任委員会委員補欠選任の件

8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 報告第 1 号平成 3 0 年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

日程第 5 報告第 2 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告

日程第 6 議案第 2 1 号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件

- 日程第 7 議案第 2 2 号鳴沢村森林環境譲与税基金条例を定める件
- 日程第 8 議案第 2 3 号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 2 4 号物件供給契約締結の件
- 日程第 1 0 議案第 2 5 号物件供給契約締結の件
- 日程第 1 1 議案第 2 6 号物件供給契約締結の件
- 日程第 1 2 議案第 2 7 号字の区域変更の件
- 日程第 1 3 議案第 2 8 号平成 3 1 年度鳴沢村一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 4 議案第 2 9 号平成 3 1 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 5 議案第 3 0 号平成 3 1 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 6 一般質問

◎議長挨拶

議長（小林昭一君） 令和元年第2回定例会開会に先立ち、ご挨拶を申し上げます。

皆さん、改めましてこんにちは。

本日、ここに令和元年第2回鳴沢村議会定例会へのご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、平素から議会の運営に当たりまして、ご理解とご支援をいただいておりますことをあわせて厚く御礼を申し上げます。

新元号令和が施行され、誰もがその喜びの中、日本国は新たなスタートを切りました。鳴沢村議会も村当局との連携を密にし、令和の元号にふさわしい明るく平和な、誰もが鳴沢村に生まれてよかった、鳴沢村に住んでよかったと思えるような住みよい村づくりに貢献できる議会運営を目指してまいりたいと思います。

爽やかな季節から6月に入り、梅雨の時期となりました。例年になく初夏の気候となったり、一昨日は富士山に積雪もあるなど、異常な気象が続き、農作物にも悪い影響がなければと思います。

さて、今定例会の議案につきまして慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます、挨拶といたします。

開会 午後1時11分

議長（小林昭一君） ただいまから、令和元年第2回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（小林昭一君）　ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長　小林　優君。

村長（小林　優君）　どうも改めましてこんにちは。

令和元年の第2回鳴沢村議会定例会をお願いしたところ、議員さん全員の参会のもとに開催できますこと、敬意を表させていただきます。

春先の遅い雪や5月末の高温など、気象の変動が大きくなっております。関東甲信越地方も入梅とはいえ急激な雨や、作物に適した雨量で、夏、秋の天候不順のない、また災害のない、日本の四季を感ずる天候になっていただきたいと思っております。

さて、私ごとですが、5月末をもちまして2年間の山梨県町村会長を無事務めさせていただきました。これもひとえに議会、役場職員初め、関係各位のご支援、ご協力の賜物と、この職責を全うできたことを皆様方初め、多くの関係者に感謝申し上げます。

今議会では、報告2件、条例及び条例改正3件、補正予算3件、このほか物品供給契約3件、また字の区域変更1件を上程する予定であります。どうか慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

◎日程第1　会議録署名議員の指名

議長（小林昭一君）　これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺宗司君、土屋文明君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林昭一君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、5月16日に第1回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、平成31年第1回定例会及び令和元年第1回臨時会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長 渡邊明雄君。

議会運営委員長（渡邊明雄君） 8番 渡邊明雄。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和元年第1回臨時会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、5月13日の本会議において議決された件についての報

告であります。

6月3日午後3時及び5日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに委員3名と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、6月3日の委員会で申し合わせた事項については、次の3項目です。

1、会期は本日より6月18日までの7日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問の通告期限は、6月5日正午までとすること。

以上であります。

次に、6月5日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、5日正午に通告が締め切られた4名5件の一般質問通告書の取り扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 総務教育厚生常任委員長 三浦雄一郎君。

総務教育厚生常任委員長（三浦雄一郎君） 1番 三浦雄一郎。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和元年第1回臨時会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、5月13日の本会議にお

いて議決された件についての報告であります。

6月10日午後1時30分より委員会を招集しました。

委員4名と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、今年度の委員会活動の内容についての1件です。

総務教育厚生常任委員会では、平成28年度より村内の各種団体と座談会を開催し、意見交換を実施しており、この活動は全国町村議会議長会でも高く評価していただいております。

今年度も住民との意見交換等、住民の声を聞くことをテーマに活動をしていくこととし、今年度の活動内容について協議を行いました。

協議の結果、今年度は、婦人会、スポーツ少年団保護者会、猟友会、育成会の4団体を意見交換の対象団体候補とし、そのうち3団体と意見交換会を実施することと決定いたしました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 建設産業経済常任委員長 渡辺正人君。

建設産業経済常任委員長（渡辺正人君） 2番 渡辺正人。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和元年第1回臨時会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、5月13日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月3日午後1時10分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員3名と議長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

決定された事項としまして、招集に係る事件は、現在までの課題整理及び今後の課題と展望についての1件です。

会議では、議員改選により委員会構成が変更になったことに伴い、当委員会でこれまで協議してきた課題を再確認し、今後検討していくべき課題等について協議いたしました。

協議の結果、道の駅なるさわの改善のための方策や、村内各配水池のポンプ等の管理方法、五湖台等の整備、長期総合計画掲載事業等の進捗確認などについて、今後、委員会で検討・協議していくことを決定いたしました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 広報常任委員長 土屋文明君。

広報常任委員長（土屋文明君） 4番 土屋文明。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成31年第1回定例会及び令和元年第1回臨時会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、それぞれ3月19日及び5月13日の本会議において議決された件についての報告であります。

開催日時は4月23日午後1時30分及び6月10日午後3時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

4月23日は委員4名と議長、職務のため議会事務局書記の出席がありました。6月10日は委員全員と議長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、まず4月23日なるさわ議会だより第36号（案）についての1件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第36号について、レイアウト、記事内容について協議し、先月5月1日に

全戸配布いたしました。

今回の議会だよりでは、平成31年度当初予算の特集記事をメインに、総務教育厚生常任委員会による小学校PTA役員との座談会や、都内で行われましたICTセミナーの研修会レポートなどを掲載いたしました。

次に、6月10日は委員の役割分担について及び次号議会だより掲載予定の追跡レポートについての2件です。

会議では、委員会の委員構成が変更されたことに伴い、議会だより作成にかかわる委員の役割分担を協議し、また次の議会だよりに掲載する追跡レポートについて、これまで行われました一般質問のその後の執行部の対応を追跡調査した記事を2件掲載することを協議いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（小林昭一君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの7日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月18日までの7日間と決定しました。

◎日程第4 報告第1号平成30年度鳴沢村一般会計繰越明 許費繰越計算書の報告

議長（小林昭一君） 日程第4、報告第1号平成30年度鳴沢村一

般会計繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

この件について報告を求めます。会計管理者。

(会計管理者 佐藤政中君 登壇)

会計管理者（佐藤政中君） 報告第1号平成30年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告いたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成30年度事業の一部を平成31年度へ繰り越す必要があり、本年第1回定例会において議決していただいた繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものであります。

本年第1回定例会において、3事業、総額2,261万6,000円を繰越明許費として議決いただいておりますが、全額を繰り越しいたしました

1ページから2ページをごらんください。

事業名は、総務行政諸費216万円、村道改良事業1,895万6,000円、道路敷分筆・所有権移転登記事業150万円、総額2,261万6,000円となっており、これらの財源として、一般財源2,261万6,000円を繰り越しいたしました。

いずれの事業もさまざまな要因により平成30年度内では執行が困難となったため、繰越明許としたものですが、鋭意計画的に事業執行していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で報告第1号についての報告を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で報告第1号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りることを申し添えます。

◎日程第5 報告第2号教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検並びに評価の報告

議長（小林昭一君） 日程第5、報告第2号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告を議題といたします。

この件について報告を求めます。教育長。

（教育長 渡邊伸一君 登壇）

教育長（渡邊伸一君） 報告第2号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告についてご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、平成30年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行いましたので、同条同項の規定により報告するものであります。

なお、評価項目、評価内容、今後の方針等は、教育委員の意見を参考に作成し、去る5月21日開会の令和元年度第1回鳴沢村教育委員会定例会で承認を受けております。

表紙の次が評価の報告書です。

1枚おめくりください。

評価項目については、鳴沢村第5次長期総合計画の基本計画の施策に基づき、教育委員会の活動についての評価、教育委員会が管理・執行することについての評価、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務についての評価を大項目として分類し、さらに各項目を中項目、小項目に分類して3段階評価を行っております。前年度に対し評価の変更はありません。

主な部分をご説明申し上げます。

「教育委員会の活動」については、定例会、事務局との連携、首長との意見交換、学校訪問などの項目がありますが、良好に運営されているものと判断しております。

「教育委員会が管理執行すること」については、法令の改正に

伴う規則等の整理、発達障害の特性を持つ児童への学習及び生活支援など、きめ細やかな指導をするための村単教諭3名の採用等、適切な執行に努めております。

「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」の「(1)学校教育の充実」の①思いやりの心の育成及び②福祉教育・環境教育の充実については、ふじざくら支援学校との交流会・富士山荘への慰問などを通して福祉の心を育てる取り組みや、リサイクル活動やごみ拾いを通じた環境教育に取り組んでおります。

③国際理解教育の推進は、令和2年度からの新学習指導要領全面実施に対応するため、高学年の英語科、中学年・低学年のALT（外国語指導助手）による外国語活動を先行実施しております。

④の情報活用能力の育成については、小学校のICT（情報通信技術）環境整備事業による各学年での電子黒板、デジタル教科書での授業やパソコンを使用したプログラミング学習授業、総合的な学習での調べの学習授業の実施、またICTの活用を円滑に進めるため、教員を支援するICT支援員を継続配置し、教員のICT活用指導力の向上を図っております。今後の県下で統一した校務支援システムの導入やプログラミング教育も見据えた機器整備を行ってまいります。

⑥特別支援教育については、各関係機関との情報交換を行い、村単教員による支援も行っております。

⑦学校施設の整備に関しては、校庭トイレの設置工事、校舎東側外水道の漏水修理工事などを行いました。

⑨開かれた学校づくりに関しては、地域住民への学校開放日を4日設けました。また、下校時の見守りは継続して行っております。

「（２）青少年の健全育成」につきましては、遊学館での随時の相談業務、青少年育成会指導員による奉仕活動などを通し、健全育成に努めております。

「（３）文化活動の推進」につきましては、各学級・講座を年間100回開催、文化協会は専門部 9 部・部員 1 0 4 人で事業を実施しております。

平成 3 0 年度文化祭りにつきましては約 3 0 0 人、芸能祭につきましては約 2 0 0 人の参加のもと、開催することができました。

裏面をごらんください。

「（６）スポーツ・レクリエーションの推進」につきましては、社会体育の健全な発展と振興及び地域の活性化、情報発信を目的として各大会を実施しました。

内容は、体協専門部に運営委託を行った村民ゴルフ大会に 4 0 名、村民スキー教室に 3 2 名、テニス教室に延べ 3 3 名の参加がありました。県体育祭り町村の部では 9 位、昨年度のスボ少加入者は 7 8 名でありました。

スポーツイベントに関しましては、高齢者・福祉スポーツ大会へ 1 1 1 名、村民体育祭りへ約 6 0 0 名の参加、ロードレース大会の申し込み者は 2, 2 5 4 名、ヨガ教室は延べ 4 6 9 名、ゴルフ教室は延べ 1 7 9 名、チャレンジ・ザ・ゲーム教室は 2 6 名の参加がありました。

以上で報告第 2 号についての報告を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第 2 号の報告を終了いたします。

◎日程第6 議案第21号鳴沢村介護保険条例の一部を改正
する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第6、議案第21号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

（福祉保健課長 小林昭博君 登壇）

福祉保健課長（小林昭博君） 議案第21号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されたことに伴い、低所得者に対する保険料軽減強化を行う必要があること、また一部規定されている字句の修正等を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

改正点につきましては、第2条第1項中、「平成32年度」を「令和2年度」に、「応じて」を「応じ」に改め、同条第2項中、「所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度」を「前項第1項に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度」に、「2万5,920円」を「2万1,600円」に改め、同条に次の2項を加えるものであります。

第3項、「前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中『2万1,600円』とあるのは、『3万6,000円』

と読み替えるものとする。」

第4項、「第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中『2万1,600円』とあるのは、『4万1,760円』と読み替えるものとする。」の2項を新たに規定するものであります。

この減額賦課に係る保険料基準額に対する割合につきましては、この改正により、第1段階が10分の4.5から10分の3.75へ、第2段階は10分の7.5から10分の6.25へ、第3段階は10分の7.5から10分の7.25へと、それぞれ割合を引き下げるものであります。

また、第3条第2項中、「(及び連帯納付義務者)」を「及び連帯納付義務者」に、「もの」を「者」に改めて「)」を削り、同条第3項中「金額」を「全額」に改め、第4条第1項及び第2項中「第1号被保険者資格」を「第1号被保険者の資格」に、「月割」を「月割り」に改め、同条第3項中「月割」を「月割り」に改めるものであります。

また、第5条中「(及び連帯納付義務者)」を「及び連帯納付義務者」に改め、第7条第1項中「鳴沢村税条例」の次に「(昭和29年鳴沢村条例第1号)」を加え、第8条第1項第3号及び第4号中「収入が」の次に「、」を加え、第9条第1項第1号中「家財」の次に「又は」を加え、同項第2号前段中「。」を「、」に改め、同号中「より」の次に「、」を加え、同項第3号及び第4号中「収入が」の次に「、」を加えるものであります。

なお、附則として、施行期日等は公布の日から施行し、改正後の第2条及び次項の規定は平成31年4月1日から適用するこ

と、経過措置については、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとなります。

以上で議案第21号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第22号鳴沢村森林環境譲与税基金条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第7、議案第22号鳴沢村森林環境譲与税基金条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

(振興課長 木暮富人君 登壇)

振興課長(木暮富人君) 議案第22号鳴沢村森林環境譲与税基金条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理し運用するため、本条例を制定するものであります。

森林環境譲与税の用途としましては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされており、また後年度における事業に要する費用に充てるために留保し、基金に積み立てることも可能となっております。

議案の2枚目をごらんください。

第1条、設置。国からの譲与される森林環境譲与税を財源とし、村内の森林の整備及び森林の整備の促進に必要な事業の費用に充てるため、鳴沢村森林管理基金を設置する。

第2条、積み立て。基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

第3条、管理。基金に属する現金は、金融機関への預金その他、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項及び次の第4条、第5条については朗読を省略させていただきます。

第6条、処分。基金は、第1条に規定する経費に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。これは、第1条の規定の「村内の森林の整備及び管理に必要な事業の費用に充てる」ために基金から取り崩しを行うことができるという規定でございます。

第7条については朗読を省略します。

附則として、本条例の施行期日を公布の日からとするものです。

以上で議案第22号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第23号鳴沢村放課後児童健全育成事業の
設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を定
める件

議長（小林昭一君） 日程第8、議案第23号鳴沢村放課後児童健

全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。教育課長。

(教育課長 渡邊 積君 登壇)

教育課長(渡邊 積君) 議案第23号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明いたします。

平成29年の地方からの提言等に関する対応方針において、「放課後児童支援員認定研修を指定都市も実施することができることとし、平成30年度中に省令を改正する」とされました。

これを受け、指定都市が実施した研修を受講した者を放課後児童支援員として認めるよう、省令が一部改正されました。

当該省令は村が放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める際の従うべき基準としていることから、同様に所要の改正を行うものであります。

改正点をご説明申し上げます。

2ページをごらんください。

第10条第3項を「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。」を「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。」に改めます。

以上について、附則としてこの条例は平成31年4月1日から施行するものです。

以上で議案第23号の提案理由の説明を終わります。

議長(小林昭一君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第24号物件供給契約締結の件

議長 (小林昭一君) 日程第9、議案第24号物件供給契約締結の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

(総務課長 渡邊安司君 登壇)

総務課長 (渡邊安司君) 議案第24号物件供給契約締結の件について、提案理由をご説明申し上げます。

平成26年度に導入した役場の基幹システムである業務系の住基システムのサポートが令和2年1月で終了します。また、国

では、令和4年度末までにクラウド導入市町村数を約1,600団体、割合で90%余とするよう推進しております。

今回、機器を更新するに当たり、コストの削減やセキュリティー水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点からクラウドを導入し、ネットワークを利用した外部のデータセンターでの管理・運用とするため、この機器の更新に必要な物件供給契約を株式会社ワイエスケー・イーコムと2,160万円で随意契約するものであります。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
の範囲を定める条例第3条の規定に基づき、議会の議決を必要とするものであります。

以上で議案第24号の提案理由の説明を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 6番 三浦直樹。

これからの3件は随意契約になっていますが、入札等によらなかったのはなぜでしょうか。

議長（小林昭一君） 総務課長。

総務課長（渡邊安司君） 今回の物件供給契約につきましては、以前からワイエスケー・イーコムという会社にシステムを購入し運用して、補修も行っております。また、そういった観点から随意契約でしなければ、もし何かセキュリティー的に問題があった場合には、個々のシステムでは対応できない、また責任の所在が不明確というようなことがありましたので、今まで契約しておりますワイエスケー・イーコムとの随意契約が必要であります。

以上です。

議長（小林昭一君） よろしいですか。

6番（三浦直樹君） はい。

議長（小林昭一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第10 議案第25号物件供給契約締結の件

議長（小林昭一君） 日程第10、議案第25号物件供給契約締結の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

（総務課長 渡邊安司君 登壇）

総務課長（渡邊安司君） 議案第25号の物件供給契約締結の件に

ついて、ご説明申し上げます。

さきの議案第24号と同様に、平成26年度に導入した統合型GIS（地理情報システム）のサーバーOS（ウインドウズ・サーバー2008 R2）のサポートが令和2年1月で終了します。

このサポートが終了すると、ウイルス感染による情報漏えいのリスク要因となってしまいます。

また、GISは、航空写真や地籍図のほかに固定資産税、公有財産や防犯灯、農地台帳、簡易水道など、多くの業務で必要不可欠なシステムであります。このため、この機器の更新に必要な物件供給契約を国土情報開発株式会社と2,739万9,600円で随意契約するものであります。

随意契約する理由としましては、本システムは当該業者が独自開発したプログラムにより稼働しております。システム異常が発生した場合、この原因がシステム固有の問題か、個別のシステムによるものなのか原因特定が困難になるほか、責任の所在が不明確になり、著しく支障を生じるおそれがあります。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、性質または目的が競争入札に適さないと判断されますので随意契約としたものです。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定に基づき、議会の議決を必要とするものであります。

以上で議案第25号の提案理由の説明を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第11 議案第26号物件供給契約締結の件

議長(小林昭一君) 日程第11、議案第26号物件供給契約締結の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。企画課長。

(企画課長 三浦寿得君 登壇)

企画課長(三浦寿得君) 議案第26号の物件供給契約締結の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

職員がL G W A N回線で使用しているパソコン端末52台中37台のOSはウィンドウズ7であり、マイクロソフト社はウィンドウズ7のサポートを令和2年1月で終了すると発表しております。

サポートが終了するとセキュリティー更新プログラムが配布されなくなるため、セキュリティーホールからのウイルス感染による情報漏えいリスクが高まってしまいます。

L G W A N回線上のパソコンは、国や県と繋がっている端末であり、業務執行上、必要不可欠であるため、ウインドウズ10への更新を行う必要があります。そのことに伴う物品供給契約を株式会社ワイ・エス・ケー・イーコムと1,098万3,600円で随意契約するものであります。

随意契約する理由としましては、職員が日々使用しているパソコン機器の入れ替えを主とするものであり、入れ替え後においても職員が行っている業務が滞りなく行える状況とする必要があります。そのためには、職員の業務に応じて使用しているアプリケーションソフトを新しいパソコンに導入しなければならず、入れ替え前の段階で庁内のネットワークを熟知している必要があります。

また、仮にネットワークの維持管理業者と今回の機器入れ替え業者が異なると、今後、業務に必要なアプリケーションソフトが使えないといった場合の責任の所在が不明確となるといったことが想定されます。

以上のことから、財務会計やデスクネットといった業務に必要な不可欠なソフトを提供し、長年パソコン及びネットワークの保守を行っており、実績も十分であることから、地方自治法第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しない」に該当すると考えるため、随意契約といたします。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分 の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

以上で議案第26号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第12 議案第27号字の区域変更の件

議長（小林昭一君） 日程第12、議案第27号字の区域変更の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

（振興課長 木暮富人君 登壇）

振興課長（木暮富人君） 議案第27号字の区域変更の件について、提案理由をご説明申し上げます。

富士桜高原別荘地、第15次分譲地等については、富士観光開発株式会社により既に区画が整理され、分譲されております。

位置関係については、議案2ページの字界変更箇所位置図をごらんください。該当箇所につきましては、鳴沢ゴルフ倶楽部の東側に位置する赤線で囲ってある区域となります。

次のページの字界変更概略図をごらんください。

青い点線は、変更前の現状の字界で、赤い点線が変更後の新字界です。緑色と左下の小さい赤色の斜線の区域が今回、字名を「炭焼塚」から「富士山」、または「ズミの木」に変更するものです。

緑色の線の区域である富士桜高原別荘地、第15次分譲地については、富士観光開発株式会社により、水道、ごみ処理等がほかの分譲地と一体となって管理されておりますが、字が炭焼塚となっていることから、字を富士山とするべく同社より本年3月19日付で字の区域の変更について要望書が提出されております。

以上で議案の大まかな概要についての説明を終わりますが、字界変更概略図では、変更前の字界と変更後の字界がわかりにくいと思いますので、議案の4ページに変更前の字界、5ページに変更後の字界を示してありますので、参照していただければと思います。

続いて、議案の2枚目の1ページ、字界変更調書をごらんください。

表中、変更の前の欄にある字炭焼塚5121の1から5121の38まで、5123の1、5123の5、5123の34から39まで、5123の43、5123の50及びこれらの区域に介在する道路である鳴沢村有地の一部について、同区域の南側に広がる富士桜高原別荘地と接する区域であり、土地の管

理上、別荘地の字名を統一する必要性があることから、字名を富士山に変更するものであります。

また、字炭焼塚5123の27、5123の41、5123の42、5123の49及びこれらの区域に隣接する道路である鳴沢村有地の全部については、道路を挟んで一部が字炭焼塚になっていたもので、今回の整理に当たり、字ズミの木に変更するものです。字界変更概略図では、左下の赤線の小さい三角形の区域となります。

以上について地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第27号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第13 議案第28号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)

◎日程第14 議案第29号平成31年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

◎日程第15 議案第30号平成31年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議長(小林昭一君) 日程第13、議案第28号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)から日程第15、議案第30号平成31年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

(村長 小林 優君 登壇)

村長(小林 優君) 議案第28号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)から、議案第30号平成31年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)の3件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成31年度の各会計歳入歳出予算の総額に緊急を要するものとして、新たに3,582万5,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算の総額を28億2,964万6,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、職員の人事異動に関する人件費を初め、プレミアム付商品券事業2,070万7,000円、簡易水道事業特別会計繰出金788万4,000円、

林業行政諸費 250 万円などで、早急に対応しなければならぬものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、地方譲与税 250 万円、国庫支出金 837 万 6,000 円、前年度からの繰越金 273 万 2,000 円、プレミアム付商品券販売収入 1,320 万円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成 31 年度予算と平成 30 年度から平成 31 年度に繰越明許させていただいた予算の総額は 28 億 5,226 万 2,000 円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第 28 号から議案第 30 号までの提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第 28 号から議案第 30 号までの 3 件については、会議規則第 36 条第 1 項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

暫時休憩を行います。

休憩 午後 2 時 13 分

再開 午後 2 時 16 分

議長（小林昭一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程第 16 一般質問

議長（小林昭一君） 日程第 16、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡辺正人君からの「第5次長期総合計画における景観整備事業の進捗について」の質問を許します。2番 渡辺正人君。

2番（渡辺正人君） 2番 渡辺正人。

第5次長期総合計画における景観整備事業の進捗状況につきまして小林村長に質問いたします。

第5次長期総合計画も、ことしで2年が経過しましたが、景観整備事業の基本計画期間5年間で、主要ビューポイントに対して目指している姿と課題を説明してください。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺正人議員からの景観整備事業の進捗状況についてお答えいたします。

平成29年3月に定めた第5次鳴沢村長期総合計画の景観整備の推進については、富士山ビューポイントの整備として、東海自然歩道内展望台周辺等における富士山や樹海の眺望を楽しむことができるビューポイントの整備を図ることを計画しております。

東海自然歩道沿いの景観整備事業としましては、平成22年度に緊急雇用創出事業を活用し、東海自然歩道沿いの木々を伐採し、東海自然歩道沿いから富士山が眺望できるよう整備を行った経緯があります。

また、平成27年度からは、山梨県が森林環境税を活用した森林環境保全推進事業として山梨県と森林所有者である鳴沢村第一区、事業者である富士北麓森林組合の3者が協定を結び、足和田山の森林整備を行っております。

この事業にあわせ、村では東海自然歩道沿いの木々の伐採や下刈りをお願いしております。これにより五湖台の展望台から富士山が眺望できるようになりました。昨年度実施していただいた事業により、五湖台を少し下った場所では富士山や鳴沢村集

落、河口湖、山中湖も眺望できるようになりました。

ご存じかとは思いますが、東海自然歩道沿いは、富士箱根伊豆国立公園の第3種特別地域に指定されており、足和田山の大部分が水源涵養保安林に指定されております。このため、自然公園法や森林法により樹木の伐採、また間伐できる材積に厳しい規制がかかっております。眺望をよくする目的で、村が自由に伐採を行うことはできません。

このように厳しい規制の中で景観整備事業を進めていく上では、山梨県初め関係機関との調整が重要であります。平成31年度も県の森林環境保全推進事業が継続しておりますので、山梨県初め関係機関に働きかけ、森林整備を進める中で東海自然歩道沿いの間伐を行っていただき、長期総合計画の中の景観整備事業の基本計画期間である令和3年度までに、富士山の眺望ビューポイントをふやしていきたいと考えております。

以上で渡辺正人議員からの質問の答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 2番 渡辺正人君。

2番（渡辺正人君） 2番 渡辺正人。

ただいまご説明していただいた景観整備の完成イメージを今後、村民とどのように共有しようとお考えでしょうか。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） これは村民の皆さんに眺望ポイントというわけではなく、訪れる人たちに眺望がよく見えるところを紹介していきたいと考えています。住民の方も、それは同じでしょうけれども、富士山と、またそれに附帯する自然がよく見える眺望箇所というふうに考えておりますので、それは一致するかとは思いますが、主には東海自然歩道、また鳴沢村を知ってもらうためのビューポイントをつくるという考えでおります。

以上です。

議長（小林昭一君） 2番 渡辺正人君。

2番（渡辺正人君） 2番 渡辺正人です。

共有というか、やはり村民の皆さん、お客さんもそうですけれども、観光客の皆さんもそうですが、皆さんがこれからどうなるかという形をイメージしていくことができると、この先、また未来のイメージが湧いて、いろんな議論がさらに活発になる、ということを期待しています。

質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で渡辺正人君の一般質問を終わります。

次に、「悪天候時や厳寒期に対応した湖南中生徒のスクールバス待合所の設置や改修について」の質問を許します。9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 9番 佐藤博水。

河口湖南中学校生徒のスクールバス乗降場所の待合所設置について、本来ですと河口湖南中学校組合立教育委員会宛てに伺うことが本筋かとも思いますが、鳴沢村地区生徒に関係する件でありますので、村長に伺います。

河口湖南中学校生徒は、スクールバス通学となっており、利便性により乗降場所が何カ所かに分散され、乗降するようになっております。

富士急のバス停と同じになっている場所では、待合所が設置されていますが、富士急のバス停以外の乗降場所には、雨風をしのぐ待合所はありません。

先月の21日、生徒たちが登校する時間帯に気象庁から本村には大雨注意報、富士河口湖町には大雨警報が発令中でした。当日スクールバスへの乗降場所を回ってみましたが、待合所のある場所の一部の生徒は待合所の中、後輩でしょうか、数人は外で傘をさして待っていましたが、幸いにも大きな風等はなく安

堵し、きょうの無事を念じながら帰宅したわけでありませう。

待合所のない乗車場所では、傘をさして待っていた生徒は、大雨により足元はぬれ気味で、登校後もしばらくの間は不愉快な気分が続き、勉強に集中できずに授業を受けるのかな、こんなふうな気の毒に思われました。

悪天候や厳寒時には、気持ちよくスクールバスを待ち合ひでき、登校後もすがすがしい気分が授業が受けられるよう、スクールバスの乗車場所に待合所の設置が必要だと思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

また、富士急のバス停留所でもある待合所も生徒が使用するには狭く、男女や、先輩あるいは後輩との関係もあり、一部の生徒しか使用できないとも思われます。

荒天時や厳寒時には、全ての生徒が待合所で気持ちよくスクールバスを待ち合ひでき、登校後も勉学に励めることができるように、待合所設置や手狭な待合所の改修等が必要だと考えますが見解を伺ひます。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

河口湖南中学校へ登校するスクールバスの乗降場所は、鳴沢地区が、まるしげ宅西、小学校前、境野の3カ所、大田和地区が一本木、駐在所、長塚の3カ所であります。運行時間は、朝が、まるしげ宅西で午前8時5分に生徒を乗せ、8時12分に大田和長塚バス停を通過する運行スケジュールになっておるようです。

既存の待合所のない場所での乗降する生徒の環境整備の質問ですが、スクールバスを利用する生徒は、自宅から徒歩でスクールバスの乗降場所へ通っております。スクールバスは路線バスと違い、生徒の通学専用には運行されますので、特別な事情がな

い限り、予定された運行時間に遅延はあまりないと考えております。生徒もそのあたりを承知して自宅を出るため、数分程度の待ち時間しかない状況でありました。現状を確認したところ、まるしげ宅西の乗降所では、約9割の生徒が出発時間の二、三分前に集まっておりました。

また、雨の場合もバスの待合所の外で傘をさしながらスクールバスの到着を待っている生徒が主でした。悪天候、寒い日は、それなりの服装で身支度をして登校すると思います。

また、待合所がないところですが、土地の所有も定かではなく、一部国道敷もあるし、民地を借りているところもあると思います。そのような状況で今あるバスの待合所も、一本木のところは国交省でつくってもらったわけですが、前は富士急行でつくったのではないかという程度で、所有権がどこもないわけであります。そのようなところを利用させていただいておりますので、新たにつくるとなると、今、申しあげましたように敷地の問題、また経費等もかかると思いますので、今のところそういう待合所の新設等の考えはありません。

また、保護者からもそのような要望もないようでありますので、経費的にもいかななものかと考えております。その点で佐藤博水議員にはご理解のほどをお願いしたいと思っております。

議長（小林昭一君） 9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 9番 佐藤博水。

待ち合い、数分で済むというようなことでございますけれども、学校の前のところは交通安全期間の間はテントが張ってあって助かったというようなことも聞いていますし、できれば学校の敷地とかそういうところはうまく利用して、何かコンテナみたいなものがあれば、そっと設置していただければいいかなと、こんなふうに思いますけれども、ぜひまたその辺も検討してい

っていただきたいと、このように思います。

いずれにしても、生徒がすがすがしい気持ちで通学できるような体制をとっていただきたいことを願いながら質問を終わります。

議長（小林昭一君） 続いて、「成年年齢の引き下げに伴う成人式について」の質問を許します。9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 9番 佐藤博水。

成年年齢引き下げに伴った鳴沢村での成人式の実施方法について教育長に伺います。

成人の年齢を引き下げる民法改正が昨年6月に成立され、2022年4月1日から施行されます。

少子高齢化が急激に進展していく中、成人年齢の引き下げには、若者の社会参加の時期を早め、大人としての自覚を高める意義がある、こういうふうに考えます。

民法において、今まで成人は20歳という年齢が法律の基準となってきました。今回の民法改正の施行後は、今まで20歳以上でなければ行えなかったことも18歳で行われるようになるわけであります。

成人年齢が引き下げられまして変わることは少なくありません。一例ですが、親の同意がなくても契約ができること、10年間有効なパスポートをつくること、国籍の選択、性別の変更の申し立てなども全て18歳から可能となり、高額な案件の契約も可能となるため、悪徳商法などの消費者被害の拡大も懸念されるわけであります。

成人年齢が引き下げられ施行されても、すぐに社会のシステムがその法律に合わせられるわけでもありません。その中で成人式はどうなるのでしょうか。

成人式の時期ややり方に関しては、法律の決まりはなく、鳴沢

村では成人の日の前の土曜日に実施されております。対象は成年年齢の引き下げに伴い、18歳に変わるのででしょうか。施行後の2023年1月の成人式は、18歳、19歳、20歳の3世代同時に実施となるのでしょうか。こんな課題があります。対象者である若者を混乱させるようなことは絶対に起こしてはならないと考えます。

既に甲府市では、民法改正の施行後も20歳を対象に実施するとの発表をしました。本村でも早目の方針を決定し、対象者に周知徹底を図るべきと思いますが、成人式の時期ややり方、対象者の周知等についての考えを伺います。

議長（小林昭一君） 教育長。

教育長（渡邊伸一君） 佐藤博水議員の質問にお答えします。

民法の成人年齢の引き下げに伴い、成人式の対象年齢を18歳に変えるかとの質問ですが、成人年齢の引き下げは2016年施行の改選公選法で選挙権年齢を18歳に引き下げたことにより、法制度の一貫性の観点から民法の改正が昨年行われ、2022年4月から施行されます。

成人式の対象年齢を18歳に引き下げることに关しましては、現段階で一般社会が18歳を成人として認めているかどうか疑問な点があります。

民法は18歳に引き下げられましたが、先ほど佐藤博水議員より18歳から可能になった法改正の説明もありましたけれども、まだ現状として二十歳のままで残っている法律等もあります。飲酒、喫煙、それから公営ギャンブル等であります。これらにつきましては二十歳のまま維持されるなど、全ての年齢要件が18歳に引き下げられていないのが現状であります。

成人の日は、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ます日と、国民の祝日に関する法律に規定

されております。

成人とは、「大人、一人前」といった意味ですが、多くの方が民法改正が決まった今でも二十歳をそのように捉えているように思われます。

一般社会が18歳を成人と認めていることは希薄に感じられます。また、昨年12月、日本財団が全国の17歳から19歳の男女を対象に調査を実施したところ、成人式にふさわしい年齢について「20歳」と答える方が74%、「18歳」が23.9%にとどまった調査結果が公表されましたが、18歳のほとんどを占める高校3年生は、大学入試や就職に向けて準備を進めている大切な時期であります。高校3年生にとっては大きな負担になると思われま

す。以上のことを踏まえまして、現時点では民法の成人年齢の引き下げが施行される2023年以降も二十歳を対象として成人式を継続する考えであります。

先ほど方針の決定等、対象を公表するというお話でしたけれども、具体的には法が改正になって最初の成人式というのは、2023年1月の成人式からになると思います。3年半ほどまだありますけれども。そうすると、やはりある程度、なるべく早いほうがいいとは思いますが、新成人の振り袖を購入とか、女性の方はそういう事前の準備があろうかとは思いますが、まだ3年半がありますので、その辺につきましても、近隣の市町村の動向等を踏まえながら、最低でも1年前には公表し、また周知したいと考えております。

以上で佐藤博水議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 9番 佐藤博水。

やはり、今教育長が答弁されたように私も考えます。

しかし、当該者については、どうなるのかなというような感じがあったと思いますので、機会があったら、鳴沢は20歳になってするんだよというような情報を発信していただければ、対象者も非常に今から心得ていいんじゃないかと、このように考えますので、そんなふうなことも考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、「不法投棄禁止看板について」の質問を許します。5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 5番 渡辺次男です。

不法投棄禁止看板について村長にお伺いいたします。

山間部などに不法投棄禁止看板が設置されておりますが、倒壊している看板周辺にはポイ捨てごみも見受けられます。

不法投棄禁止看板の設置場所の選定方法について、看板設置後の効果確認について、設置看板の保守管理について説明してください。

また、村全体を見渡しても不法投棄やポイ捨てごみの残置が確認されます。不法投棄やポイ捨ての防止による美しい村づくりに向けての今後の方策について具体的にお聞かせください。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺次男議員の「不法投棄看板について」の質問にお答えいたします。

不法投棄につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第1項に「土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。）はその占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない」と規定されており、

自分の所有地や管理地に不法に投棄されてしまった場合、不法投棄をした人物が特定できる場合は、その人物に不法投棄物を撤去させますが、特定できない場合は、土地の所有者や管理者がみずからの責任でごみを撤去しなければなりません。

そのため、不法投棄禁止看板は村が設置するのではなく、土地の所有者または管理者が設置し、管理まで行うこととなっております。村では不法投棄禁止看板を30件ほど貸し出したしました。看板の管理がされていないと不法投棄されやすくなりますので、今後、設置された方には設置後の管理をも指導していきたいと思っております。

村内の美化対策としましては、第一区、第二区に不法投棄のパトロールをお願いしていますが、その際にも看板の倒壊などの報告をお願いするようにしていきたいと思っております。また、看板の設置状況についての管理や指導を行っていききたいと考えております。村内美化には村内一斉清掃の日を定め、住民の方に清掃を呼びかけております。

また、鳴沢村は県有地が多く、廃棄物対策連絡協議会を設置し、県及び市町村が一体となって廃棄物の不法投棄等の広域的な監視指導を行っております。

また、山梨県、静岡県、神奈川県との3県合同による富士箱根伊豆地域不法投棄防止一斉パトロールに職員も参加し、不法投棄の監視を行っておりますが、監視が手薄になるため、不法投棄がまだなくなつたとは言えません。

そのようなことで、議員の皆さん方にも不法投棄等ありましたら、役場への連絡もお願いしたいと思っております。村を初め、皆さんで協力して不法投棄のない村をつくっていききたいと考えておりますので、どうか皆様のご協力をお願いいたしまして、渡辺次男議員への答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 5番 渡辺次男です。

添付させてもらいました倒壊した看板の写真ですけれども、鳴沢村有地内に立てられている看板でございました。

ただいま村長から説明いただきました具体的な方策を着実に実行していくことが重要だとは思いますが、先ほど報告第2号で報告されましたとおり、小学生においてはリサイクル活動や下校時のごみ拾いを行い、環境資源を大切にすることが育成されております。このような環境資源に対する意識を村民や事業者、そして観光客に対しても啓発活動を行うことも必要だと思います。

不法投棄、ポイ捨てごみ対応は一朝一夕で解決できる問題ではありません。地道な取り組みを続けて美しい村づくりに努めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で渡辺次男君の一般質問を終わります。

次に、「鳴沢村の観光振興としての電線類地中化の考えは」の質問を許します。6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 6番 三浦直樹です。

富士北麓地域では、世界文化遺産にふさわしい富士山周辺地域の美しい景観づくりのため、電線類地中化が進められています。

今後、鳴沢村から富士山を眺めるのに適した場所を主として電線類地中化を進める考えはありますか。村長にお伺いします。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 三浦直樹議員からの「電線類地中化について」の質問にお答えいたします。

平成25年6月に富士山が世界文化遺産に登録されて以降、道の駅なるさわや国道沿いでは、観光客が富士山の写真を撮って

いる姿をよく見かけます。世界に誇る美しい富士山を誰しものが共有したいと思って撮影していることと思います。

ご質問のとおり富士北麓地域では、富士吉田市、富士河口湖町の一部幹線道路において電線地中化工事が行われております。これは、富士山の眺望をよくし、訪れる観光客に満足してもらう、もう一度行ってみたい魅力的な観光地にするための一つの方策であります。湖や神社、すばらしい絶景ポイントを持っている自治体が、さらなる集客効果を高めるために莫大な予算を投入し、電線類の地中化を行っているのだと思います。このような電線類地中化事業は、100メートル当たり、歩道があるところで5,400万円ほど工事費がかかっており、国の社会資本整備事業交付金を活用しているようです。

また、電線類の地中化工事を行う路線としては、歩道が整備してあるような広い道路敷がなければ工事を行うことができませんし、村内には歩道を備えた道路は一部あるだけです。

現在、国では富士北麓地域の無電柱化事業を進めております。国道139号においても、富士河口湖町の東恋路交差点付近から鳴沢村の大田和信号機までの区間を無電柱化すべく、2019年度において調査設計を行うとのことです。村としては、大田和信号機以西も無電柱化が行われますよう関係機関に働きかけていきたいと考えております。

また、電柱等がなく、富士山の眺望を楽しめる場所としては、道の駅の展望台や生き生き広場などが整備してあります。観光振興施策としては、これらの施設をより魅力的に整備していくことが重要だと思っておりますので、現時点では、村としての電線類の地中化を進める予定はございません。

以上で三浦直樹議員からの質問の答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 6番 三浦直樹。

139号線の計画まで進んでいただきたいと思います。

費用の面ですが、今後は電柱・電線の地中化が全国で進むにつれ、小型ボックスの採用や側溝を利用したケーブル埋設方法など低コスト化が進められています。

また、道幅が狭く、地上機器のトランスが設置できない場合がありますが、地上機器のトランス等を公園や隣地等に設置する例、また街灯用の柱などにトランスを載せて電線類は地中配管するという方法もあるようです。場所によっては裏配線、軒下配線といった方式も選択できると思われます。

今後の道路工事計画の際には、場所によって一度検討していただき、いずれは実現していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は6月13日から17日までの5日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は6月13日から17日までの5日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は6月18日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 5 2 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和元年 6 月 1 2 日

議会議長

署名議員

署名議員

令和元年第2回6月18日再開

1、出席議員

1番	三浦雄一郎	2番	渡辺正人
3番	渡辺宗司	4番	土屋文明
5番	渡辺次男	6番	三浦直樹
7番	小林清一	8番	渡邊明雄
9番	佐藤博水	10番	小林昭一

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓
教育長 渡邊伸一 総務課長 渡邊安司
税務課長 渡辺英博 企画課長 三浦寿得
福祉保健課長 小林昭博 住民課長 小林昌信
振興課長 木暮富人 教育課長 渡邊 積
会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第28号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算
(第1号)
日程第4 議案第29号平成31年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第30号平成31年度鳴沢村介護保険特別会計

補正予算（第1号）

日程第6 選任第3号 鳴沢村議会常任委員会委員補欠選任の
件

日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 0 0 分

議長（小林昭一君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（小林昭一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡辺次男君、三浦直樹君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（小林昭一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

初めに、6 月 1 7 日に渡辺正人議員から総務教育厚生常任委員の辞任願が、また、三浦雄一郎議員から建設産業経済常任委員の辞任願が提出され、これを許可しましたので報告いたします。

次に、平成 3 1 年第 1 回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席で報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、2 番 渡辺正人君。

2 番（渡辺正人君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合第 1 回臨時議会について報告をさせていただきます。

5 月 3 1 日、1 5 時より招集され、会議が行われました。

議員 1 7 名と、会議事件説明のために梶原先勝組合長を始め、事件説明のために執行部 1 名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が 5 月 3 1 日の 1 日間と決定され

ました。

会議事件は5件で、内容としましては議長選挙の件。

内容は、富士河口湖町船津の渡辺英之氏に決定しました。

次に、会期の決定の件。

内容は、会期を本日1日とすること。

次に、副議長選挙の件。

内容は、富士河口湖町小立の渡辺美雄氏に決定しました。

次に、常任委員の選任の件。

内容は、各地域からの推薦で決定しました。

最後に、監査委員選挙の件としまして、内容は富士河口湖町勝山の倉沢鶴義氏に決定しました。

以上のとおり可決され、閉会しました。

なお、会期中、現地視察の日程について協議され、後日6月28日と決定されました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第28号平成31年度鳴沢村一般会計補正
予算（第1号）

◎日程第4 議案第29号平成31年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計補正予算（第1号）

◎日程第5 議案第30号平成31年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算（第1号）

議長（小林昭一君） 日程第3、議案第28号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）から日程第5、議案第30号平成31年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 佐藤博水君。

予算決算常任委員長（佐藤博水君） 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された、議案第28号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）から議案第30号平成31年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い6月17日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された3議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林昭一君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから、一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号から議案第30号までの3件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第28号から議案第30号までの3件は、委員長の報告どおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(小林昭一君) 起立全員です。したがって、議案第28号から議案第30号までの3件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第6 選任第3号鳴沢村議会常任委員会委員補欠選任の件

議長(小林昭一君) 日程第6、選任第3号鳴沢村議会常任委員会委員補欠選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま各1名の欠員が生じております総務教育厚生常任委員及び建設産業経済常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

総務教育厚生常任委員に渡辺宗司君を、建設産業経済常任委員に渡辺次男君を指名し、同委員に選任することに決定しました。

それでは、ここで副委員長が欠員となっている総務教育厚生常任委員会委員及び建設産業経済常任委員会委員は、委員会を開催し、副委員長の互選をお願いいたします。

各委員会の副委員長が決定次第、会議を再開いたします。
ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 0 7 分

再開 午後 3 時 0 9 分

議長（小林昭一君） 会議を再開いたします。

ここで、休憩中に各委員会で副委員長の互選が行われましたので、就任された副委員長をご紹介します。

総務教育厚生常任委員会副委員長、渡辺宗司君、建設産業経済常任委員会副委員長、渡辺次男君。

以上の諸君がそれぞれの委員会の副委員長に就任されました。

◎日程第 7 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（小林昭一君） 日程第 7、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第 7 1 条の規定により委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、副村長の渡邊昭訓君より退任の挨拶の申し出がありま

したので、挨拶をいただきます。副村長 渡邊昭訓君。

副村長（渡邊昭訓君） ただいま議長から発言の許可をいただきまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

まず、本議会議員各位におかれましては、平素から村政の諸般にわたり一方ならぬご支援、ご協力を賜っておりますことにつきまして、この機会に改めて厚く感謝と御礼を申し上げる次第であります。

さて、地方自治法の一部改正により、副村長制度が発足して以来、当村としては初の副村長が設置された経緯等につきましては、既に新聞報道等でご案内のところでありますけれども、先月5月30日をもちまして、小林村長の山梨県町村会会長職の任期満了によりまして、村長の職務に専念できる体制に復しましたことなどに踏まえまして、かねてよりおいとまをお願いしておりましたところ、小林村長様のご高配を賜る中で、今6月定例会終了後の6月末日をもって退任させていただくことになりました。

一昨年6月現職を拝命して以来、今日に至るまで大過なくこの職務を果たすことができましたのは、これひとえに本議会議員並びに関係各位のご支援、ご協力のたまものでありまして、ここに改めて厚く感謝と御礼を申し上げる次第であります。

さて、この後につきましては、村政のサポーターの一人として各位から賜りましたご厚意、ご恩に報いるべく、微力をささげてまいる所存であります。

自治体あるいは地方行政を取り巻く社会環境は、一段と厳しい状況に直面しておりますけれども、光り輝く鳴沢村の明るい未来を目指して、村政、執行部ともども、適度な緊張感、そして滑らかに進む車の両輪の輪のごとくあり続ける二元代表制をご期待し、またご祈念いたすところでもございます。

結びに当たりまして、鳴沢村の揺るぎなき発展と、そして本議
会議長並びに議員各位の幾久しきご健勝を心からご祈念申し上
げまして、退任、退官の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

議長（小林昭一君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議
は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に一任されたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付
議された事件はその整理を議長に委任することに決定しました。

これにて令和元年第2回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年6月18日

議会議長

署名議員

署名議員